

社会福祉法人（障害分野）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
都が以下の補助金を交付した団体のうち、社会福祉法人あいのお福祉会など5団体7施設 （詳細は表1及び表2のとおり）	令和7年9月16日から同年10月10日まで （詳細は表1のとおり）	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業 （令和5年度：63団体83施設に交付）	
局	福祉局	令和7年9月8日及び同年10月14日	

【表1 監査対象団体及び団体別実施監査期間】

監査日	団体名	団体名
9月16日	社会福祉法人金木星の会	—
9月17日	社会福祉法人あいのお福祉会	社会福祉法人手をつなぐ福祉会
10月8日	社会福祉法人コロロ学舎	—
10月10日	社会福祉法人もくば会	—

2 団体の概要

社会福祉法人あいのお福祉会など5団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害者支援施設を都内に設置し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の交付を受ける団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（7施設）は、表2のとおりである。

監査に当たり、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）交付団体（令

和5年度63団体83施設）のうち、補助金交付額上位かつ過去5年以上監査未実施の団体5団体7施設を選定した。

【表2 監査対象とした施設】

（単位：人）

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	
			現員	定員
社会福祉法人あいのお福祉会	竹の家あかしあの家	施設入所支援 生活介護	足立区竹の家	39 40
社会福祉法人金木星の会	金木星の郷	施設入所支援 生活介護	あきる野市三内	49 50
社会福祉法人コロロ学舎	五乃神学園	施設入所支援 生活介護	羽村市五ノ神	40 40
社会福祉法人手をつなぐ福祉会	パランスようぶ	施設入所支援 生活介護	瑞穂町箱根ヶ崎	60 60
		施設入所支援 生活介護	葛飾区青戸	129 130
		自立訓練 （生活訓練） 就労継続支援 （B型）		49 51
		放課後等デイサービス		55 60
社会福祉法人もくば会	こばん	施設入所支援 生活介護	八王子市檜原町	10 10
	八王子療養園	施設入所支援 生活介護	八王子市館町	32 32
				40 40

（注）上記数字は令和7年3月1日現在

3 補助金の概要

(1) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）

都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害者支援施設）（平成31年4月26日最終改正）に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費である。

(2) 東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金等

表3のとおり、東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金等の個別の要綱に基づき、補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした社会福祉法人5団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、令和5年度が6億7,370万円、令和6年度が7億1,880万円であり、団体別の補助金交付額は、表4のとおりである。

【表3 監査対象団体に対する補助金別の交付額】

補助事業名及び補助の概要		令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都民間社会福祉施設サービスマン推進費補助金(障害者支援施設)		623,867	646,150	648,708
東京都障害福祉サービスマン等職員居住支援特別手当事業補助金等		17,925	27,553	70,094
1	障害児通所支援事業 所における送迎バス 等安全対策支援事業 補助金	—	440	—
2	障害者施設等におけ る新型コロナウイルス 感染症対策強化事 業補助金	907	415	—
3	社会福祉施設等への 非常用電源等の整備 促進事業補助金	—	—	242
4	障害者施設等物価高 騰緊急対策支援金	7,701	16,445	7,143
5	東京都障害福祉サー ビスマン等職員居住支援 特別手当事業補助金	—	—	54,072
6	新型コロナウイルス 感染症に係る障害福 祉サービスマン事業所等 に対するサービスマン継 続支援事業補助金	2,657	2,607	1,144
7	障害者支援施設等デ ジタル技術等活用支 援事業補助金	6,660	7,646	7,492
合計		641,792	673,703	718,802

(注1)交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。
(注2)令和4年度交付額は参考値である。

【表4 団別別補助金交付額】

No.	団体の 施設名	令和4年度		令和5年度		令和6年度				
		民間社会福 祉施設サー ビスマン推 進費補助 金等	職員居住 支援特別 手当事業 補助金等	民間社会福 祉施設サー ビスマン推 進費補助 金等	職員居住 支援特別 手当事業 補助金等	民間社会福 祉施設サー ビスマン推 進費補助 金等	職員居住 支援特別 手当事業 補助金等			
1	あいの福祉社会	137,400	9,022	146,422	150,601	9,858	160,459	146,302	13,071	159,373
2	竹の塚あかしの社	137,400	9,022	146,422	150,601	9,858	160,459	146,302	13,071	159,373
3	金本星の会	91,863	2,049	93,912	94,662	3,091	97,753	94,914	8,325	103,239
4	金本星の郷	91,863	2,049	93,912	94,662	3,091	97,753	94,914	8,325	103,239
5	五乃知学園	164,880	2,875	167,755	164,895	6,309	171,204	164,623	20,522	185,145
6	瑞孚園	62,033	1,150	63,183	62,048	2,442	64,490	62,211	7,321	69,532
7	手をつなぐ福祉会	102,847	1,725	104,572	102,847	3,866	106,713	102,412	13,200	115,612
8	パワッショウズ	92,697	3,067	95,764	92,577	5,902	98,479	86,102	11,153	97,255
9	もくげん	137,027	910	137,937	143,415	2,391	145,806	156,767	17,020	173,787
10	こげん	—	—	—	—	589	589	—	—	2,358
11	八王子療養園	137,027	910	137,937	143,415	1,802	145,217	156,767	14,661	171,428
合計		623,867	17,925	641,792	646,150	27,553	673,703	648,708	70,094	718,802

(注1)交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。
(注2)令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都民間社会福祉施設サービスマン推進費補助金(障害者支援施設)等に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴収・保管されているかなどに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1)局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービスマン推進費補助金(障害者支援施設)局は、社会福祉法人(以下「法人」という。)等に対して、東京都民間社会福祉施設サービスマン推進費補助金(障害者支援施設)を交付している。

基本補助金の算定に当たり、現員で算定すべきところ誤って定員で算定している事例が認められた(過大交付額20万9,000円)。

法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対して補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人もくば会)
(福祉局)

【表5 令和5年度分過大交付額(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設))】
(単位：千円)

団体名	施設名	基本補助の算定	補助金交付確定額		
			誤	正	過大交付額
もくば会	八王子療養園	施設入所支援	143,415	143,206	209

社会福祉法人(高齢分野)

第1 監査の目的
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
都	① 都が以下の補助金を交付した団体のうち、社会福祉法人愛弘会など5団体9施設 ○ 老人福祉施設整備費補助金(令和5年度：31団体33施設に交付) ② 社会福祉法人三宅島あじさいの会(詳細は表1及び表2のとおり)	令和7年4月24日及び同年9月10日から同年10月10日まで(詳細は表1のとおり)	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局	福祉局及び保健医療局	令和7年4月21日、同年5月7日、同年9月8日及び同年10月14日	

(注)社会福祉法人三宅島あじさいの会は、島シエの定例監査において、あわせて財政援助団体等監査を実施した。

【表1 監査対象団体及び団体別実地監査期間】

監査日	団体名	対象
9月10日	社会福祉法人愛弘会	①
9月12日	社会福祉法人サンフレンズ	
9月18日	社会福祉法人合掌苑	
10月7日	社会福祉法人自明会	
10月10日	社会福祉法人緑山会	
4月24日	社会福祉法人三宅島あじさいの会	②

2 団体の概要
 社会福祉法人愛弘会など6団体は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設を設置し、老人福祉施設整備費補助金等の交付を受ける団体である。
 監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（10施設）は、表2のとおりである。
 監査に当たっては、老人福祉施設整備費補助金交付団体（令和5年度31団体33施設）等を対象とし、補助金交付額1億円以上の団体を中心に、過去5年以上監査未実施の団体を選定した。

【表2 監査対象とした施設】

団体名	施設の名称	施設の種類の	所在地	施設の規模	
				現員	定員
社会福祉法人愛弘会	青柳愛弘園	特別養護老人ホーム	青梅市小曾木	95	110
		老人短期入所施設		0	11
社会福祉法人合掌苑	合掌苑桂寮	特別養護老人ホーム	町田市金森東	80	80
		老人短期入所施設		5	8
		養護老人ホーム		50	50
		特別養護老人ホーム		75	75
社会福祉法人サンフレンズ	サンフレンズ 善福寺	老人短期入所施設	杉並区上井草	5	9
		特別養護老人ホーム		33	36
		老人短期入所施設		5	8
		特別養護老人ホーム		—	—
社会福祉法人いずみ	生活介護 フラミュー	老人短期入所施設	江戸川区鹿骨	—	—
		特別養護老人ホーム		—	—
		生活介護		—	—
社会福祉法人緑山会	グランテらす 小平グリーン	特別養護老人ホーム	小平市喜平町	95	99
		老人短期入所施設		7	26
		特別養護老人ホーム		88	90
社会福祉法人三宅島あじさいの会	あじさいの里	老人短期入所施設	小平市鈴木町	9	9
		特別養護老人ホーム		45	50
		老人短期入所施設		2	2

(注) 上記数字は令和7年3月31日現在であり、開設前の施設は現員及び定員を「—」で表示している。

(単位：人)

3 補助金の概要

(1) 老人福祉施設整備費補助金の概要

都は、年度毎に作成される老人福祉施設整備費補助要綱（令和5年度は、令和5年度老人福祉施設整備費補助要綱（令和5年4月1日））に基づき、老人福祉施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、もって老人福祉の向上を図ることを目的として、対象の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。

(2) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等

表3のとおり、定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等の個別の要綱に基づき、補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした社会福祉法人6団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、令和5年度が15億1,305万円、令和6年度が15億2,740万円であり、団体別の補助金交付額は、表4のとおりである。

【表3 監査対象団体に対する補助金別の交付額】

補助事業名及び補助の概要	令和4年度	令和5年度	令和6年度
老人福祉施設整備費補助金	—	1,077,593	994,526
定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等	107,935	435,166	532,878
1 借地を活用した特別養護老人ホーム等の設置促進を図るため、国有地又は民有地を借り受けて、特別養護老人ホーム等を新たに整備する場合に要する経費を補助	427	3,911	5,416
2 東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	—	4,522	228,459
3 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービスマン提供体制確保事業補助金	7,112	39,226	2,975
4 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	55,904	57,248	67,694
5 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金	—	611	—

(単位：千円)

補助事業名及び補助の概要		令和4年度	令和5年度	令和6年度
6	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（老人福祉施設）	18,473	18,386	18,275
7	定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金	—	255,622	—
8	東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金	—	—	55,600
9	介護職員処遇改善支援補助金	14,077	—	4,995
10	特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金	7,471	11,594	6,960
11	介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金	145	200	81
12	次世代介護機器導入促進支援事業補助金	3,442	6,048	900
13	介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金	804	1,063	674
14	介護支援専門員法定研修受講料補助金	—	—	51
15	介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金	46	46	300
16	外国人介護従事者受入れに係る受入れ調整機関活用経費補助金	—	—	1,620

補助事業名及び補助の概要		令和4年度	令和5年度	令和6年度
17	高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金	—	5,280	—
18	高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金	—	12,309	—
19	外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助金	—	354	903
20	障害者通所施設等整備費補助金	—	6,383	137,614
21	借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金	—	158	326
22	定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金	—	12,474	—
23	私立学校等結核予防費補助金（注1）	33	30	33
合計		107,935	1,513,059	1,527,404

(注1)保健医療局所管補助金
 (注2)交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。
 (注3)令和4年度交付額は参考値である。

【表4 団別補助金交付額】

(単位：千円)

No	団体名 施設名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		老人福祉施設 高齢者 費用補助 金	定期借入金 による整備 促進特別 対策事業 補助金等	老人福祉施設 高齢者 費用補助 金	定期借入金 による整備 促進特別 対策事業 補助金等	老人福祉施設 高齢者 費用補助 金	定期借入金 による整備 促進特別 対策事業 補助金等	計
1	愛弘会 青柳愛弘園	13,368	13,368	50,000	22,937	72,937	15,870	15,870
	合葬苑	13,368	13,368	50,000	22,937	72,937	15,870	15,870
2	合葬苑桂祭	34,837	34,837	110,000	30,672	140,672	39,559	39,559
	合葬苑	13,185	13,185	50,000	9,357	59,357	19,633	19,633
3	サンゾレンズ 上井草園	21,651	21,651	60,000	21,315	81,315	19,925	19,925
	サンゾレンズ 自願会	12,166	12,166	73,250	15,336	88,586	28,267	28,267
4	いずみ 生活介護フレイム	4,312	4,312	73,250	2,142	75,392	7,265	7,265
	緑山会	7,853	7,853	73,250	13,193	86,443	21,002	21,002
5	グリーンでらす 小平グリーンでらす	52,343	275,986	328,329	328,329	656,658	1,249,055	1,249,055
	三宅あじさいの会	39,193	39,193	71,279	71,279	142,558	45,182	45,182
6	あじさいの里	39,193	39,193	71,279	71,279	142,558	45,182	45,182
	合計	107,935	107,935	1,077,593	435,466	1,513,059	994,526	994,526

(注1)交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。
(注2)令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

老人福祉施設整備費補助金等に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の拠拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴収・保管されているかなどに着眼して、証ひよ等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。
その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助5団体

第1 監査の目的
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
局	都が以下の補助金を交付した団体のうち、 一般社団法人ドラインフロンなど5団体 (詳細は表1のとおり)	令和7年9月11日 から同月26日まで	令和5年度及び 令和6年度の補 助対象事業
団体	○ 東京都保育士等キャリアアップ研修 支援事業費補助金 (86団体に交付)	(詳細は表1のと おり)	
局	福祉局	令和7年9月9日 及び29日	

【表1 監査対象団体及び団体別実地監査期間】

監査日	団体名	所在地
9月11日	一般社団法人ドラインフロン	東京都台東区北上野
9月17日	一般社団法人榊の茶保育チーム	東京都文京区関口
9月18日	公益社団法人日本小児保健協会	東京都千代田区神田東松下町
9月22日	社会福祉法人みんななぎ	埼玉県さいたま市緑区原山
9月26日	一般社団法人家庭まち創り政策ラボ	東京都千代田区内神田

2 団体の概要

一般社団法人ドラゴンなど5団体は、平成29年4月1日付雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」及び東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（平成30年2月15日付29福保子保第4351号。以下「実施要綱」という。）に基づき、東京都保育士等キャリアアップ研修（以下「キャリアアップ研修」という。）を実施する研修実施機関として東京都が指定した団体であり、東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金の交付を受ける団体である。
 監査対象とした団体は、表1のとおりである。

3 補助金の概要

国は、子ども・子育て支援の推進に当たり、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、保育士等キャリアアップ研修事業の実施主体を都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関とし、事業に要する費用の一部について国が補助するものと定めている。

これを受けて、都は、東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金交付要綱（令和2年3月31日付31福保子保第7358号最終改正。以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、実施要綱に規定する事業を実施するための経費の一部を補助することにより、事業を円滑に推進し、保育現場におけるリーダー的職員の育成を図ることを目的として、東京都保育士等キャリアアップ研修指定要領（平成30年2月15日付29福保子保第4353号）に基づき、都が指定した研修実施機関に対し補助金を交付している。

交付の対象となる経費は人件費、事務費（キャリアアップ研修受講者の実費負担相当額を除く）である。交付額は、指定保育士養成施設及び非営利団体が開催する研修の場合、研修1回につき定員規模に応じた額に研修回数に乗じた補助基準額と補助対象経費とを比較しいずれか少ない方の額（1,000円未満の端数切捨て）に補助率10分の10を乗じた額による。

【表2 補助金の概要（指定保育士養成施設及び非営利団体が開催する研修の場合）】

補助金名	内容	補助対象経費	補助基準額	補助率	負担割合
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金	キャリアアップ研修実施機関が実施する保育士等キャリアアップ研修（1）人件費 アップ研修事業に要する経費の一部を補助	東京都保育士等キャリアアップ研修事業の実施に必要な以下の経費 報酬、給料、手当、共済費、賞金、報償費 ②事務費 旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、 役員費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ただし、実施要綱の7(3)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。	研修1回につき以下の定員規模に応じた額 ①定員60人未満：1,050千円 ②定員60人以上100人未満：1,200千円 ③定員100人以上：1,400千円	10/10	国1/2、都1/2

今回、監査対象とした5団体に対する補助金交付額は、表3のとおり、令和5年度が4億7,103万円、令和6年度が4億2,635万円である。

【表3 監査対象団体の補助金交付額】

(単位：千円)

No	団体名	令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	令和6年度 交付額
1	一般社団法人家庭まち創り政策ラボ	138,157	170,250	172,650
2	社会福祉法人みんなぎ	48,379	100,501	98,307
3	一般社団法人蘭の糸保育チーム	108,680	100,800	81,900
4	一般社団法人ドラゴン		99,350	73,500
5	公益社団法人日本小児保健協会	284	132	
	合計	295,500	471,033	426,357

(注1) 令和6年度交付金額は交付額確定前の額である。

(注2) 令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金に関し、表1の監査対象団体の補助対象事業について、主に、事業は目的に沿って適切に行われているか、補助金算定の基礎となる各研修の定員規模、回数、補助対象経費が正確か、補助金額は補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。その結果、別項のとおり意見・要望事項が認められた。

2 意見・要望事項

(1) 局

ア 補助金の交付について

国は、保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱に基づき、本事業の実施主体を都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関と定め、その費用の2分の1を補助している。福祉局は、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（平成30年2月15日付。以下「都要綱」という。）等に基づき、研修実施機関を「区市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子供に対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体」と定め、補助対象経費について、国の補助金と合わせて10分の10を補助している。

また、国は、保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの中で、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修終了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができることと定め、都要綱で同様の内容を定めている。

ある研修実施機関（以下「団体」という。）について証ひょう類を確認したところ、研修内容は適切ではあったものの、団体は、講師への報酬・旅費等支払以外の、研修実施に必要な業務全般を株式会社A（以下「A社」という。）に委託していた。また、団体は研修会場についてもA社から借りており、令和5年度に交付された補助金の9割以上の金額を、委託料及び会場借上料としてA社に支払っていたことが認められた。

局は、実績報告等によりこの実態を把握することができるが、都要綱で定める「研修の一部を委託できる」という条件について、詳細を明示していないため、委託割合の多寡のみをもって不適切と判断することはできず、実施主体として指定した非営利団体を通じて、補助金の交付対象とはなり得ない株式会社Aに補助金の大半を受領させている。

局は、委託先も含め研修実施機関として適切な体制を整えているか判断する具体的な基準を定めて、制度の主旨に則した実効的な制度構築を行うとともに、実績報告等により研修実施機関の事業運営状況を適時適切に把握し、必要な対応を行うことが望まれる。

（福祉局）

【表4 国の制度】

「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関とする。なお、都道府県は、本事業を適切に実施できると認める民間団体に委託できるものとする。

「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」

7 その他

(1) 都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修終了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

【表5 都の制度】

「東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」

2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都が別に定めるところにより指定するキャリアアップ研修を実施する研修実施機関とする。

7 その他

(2) 指定研修実施機関は、適切に研修を実施し、研修終了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

「東京都保育士等キャリアアップ研修指定要領」

東京都知事は、次に掲げる要件をいずれも満たすと認められる研修実施機関が実施するキャリアアップ研修を指定することができるものとする。

(1) 研修実施機関は、区市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子供に対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。